

(その1)

会計	繰越	検算	転記			⑦
④	⑤	⑥	⑧ ⑨	⑩	⑪	⑫

収 支 報 告 書

令和4年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

りっけんみんしゅとうさんぎいんひれいだい21そうしふ
立憲民主党参議院比例第21総支部

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 東京都中央区新川1-23-4

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 村田 享子

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 _____	公職の候補者の氏名 村田 享子 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	公職の種類 参議院議員(現職) _____

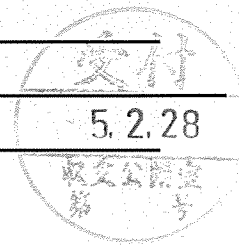
4 会計責任者の氏名 井出 智則

事務担当者の氏名 井出 智則

(電話) 03-6550-1222

(電話) _____

(電話) _____



資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

005260

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額						備 考
	十億	百万	千	円			
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費			1	2	0	0	0
(2) 光 熱 水 費							0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			7	7	8	6	4
(4) 事 務 所 費			6	5	6	3	0
小 計		1	5	5	4	9	4
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費			4	6	2	6	7
(2) 選 挙 関 係 費		1	0	0	0	0	0
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		1	4	6	4	4	3
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費							0
イ 宣 伝 事 業 費		1	4	6	4	4	3
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費							0
エ そ の 他 の 事 業 費							0
(4) 調 査 研 究 費					9	5	1
(5) 寄 附 ・ 交 付 金							0
(6) そ の 他 の 経 費							0
小 計		1	1	9	3	6	6
合 計		1	3	4	9	1	5

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 3. 備品・消耗品費							
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考			
		十億	百万	千	円							
16	名刺代			1	6	5	0	0	R4/12/8	(株)サンヨー	東京都中野区中央2-52-1	
17	新聞代 12月分			1	3	7	0	0	R4/12/19	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
18	コピー機 リース代			1	1	8	8	0	R4/12/27	三菱HCビジネスリース(株)	千葉県美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト棟8階	
	この頁の小計			4	2	0	8	0				
	その他の支出			9	5	1	4	1				
	合 計			7	7	8	6	4	8			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分				2. 選挙関係費	(公認推薦料)
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)		備考
		十億	百万	千	円					
1	公認料		1 0	0 0	0 0	R4/6/21	村田享子	東京都中央区新川1-23-41・Sリバーサイド		
この頁の小計			1 0	0 0	0 0					
その他の支出										0
合 計			1 0	0 0	0 0					0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			4. 宣伝事業費		(撮影費)				
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千	円								
1	撮影費			9	6	8	0	0	0	R4/11/29	株式会社TRY	東京都文京区本駒込3-9-3	
2	YouTube撮影代10月			2	2	0	0	0	0	R4/12/16	株式会社三桓	東京都千代田区鍛冶町1-6-17	
3	YouTube撮影代11月			2	7	5	0	0	0	R4/12/16	株式会社三桓	東京都千代田区鍛冶町1-6-17	
この頁の小計				1	4	6	3	0	0				
その他の支出						1	4	3	0				
合 計				1	4	6	4	4	3				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 7.調査研究費 (書籍代)					
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
	この頁の小計								0
	その他の支出				9	5	1	10	
	合計				9	5	1	10	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年2月24日

政治団体の名称 立憲民主党参議院比例第21総支部

会計責任者の氏名 井出 智則

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 4.事務所費	*1	Zoom Video Communications, Inc.
その14 4.事務所費	*2	55 Almaden Blvd 6th Floor San Jose, CA 95113 United States
その14 4.事務所費	*3	Zoom Video Communications, Inc.
その14 4.事務所費	*4	55 Almaden Blvd 6th Floor San Jose, CA 95113 United States
その14 4.事務所費	*5	Zoom Video Communications, Inc.
その14 4.事務所費	*6	55 Almaden Blvd 6th Floor San Jose, CA 95113 United States
その14 4.事務所費	*7	Zoom Video Communications, Inc.
その14 4.事務所費	*8	55 Almaden Blvd 6th Floor San Jose, CA 95113 United States
その14 4.事務所費	*9	Zoom Video Communications, Inc.
その14 4.事務所費	*10	55 Almaden Blvd 6th Floor San Jose, CA 95113 United States
その14 4.事務所費	*11	村田きょうこマンスリーレポート発信費用 11~12月分
その14 4.事務所費	*12	Zoom Video Communications, Inc.
その14 4.事務所費	*13	55 Almaden Blvd 6th Floor San Jose, CA 95113 United States

政治資金監査報告書

令和5年1月27日

立憲民主党参議院比例第21総支部

代表 村田享子 殿

登録政治資金監査人

窪田 知

登録番号 第5907号
研修修了年月日 令和4年5月11日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党参議院比例第21総支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、立憲民主党参議院比例第21総支部の主たる事務所において行った。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党参議院比例第21総支部に係る明細書を必要とする支出はなく、明細書は存在しなかった。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて、支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- ### 3 業務制限
- 立憲民主党参議院比例第21総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上